

令和6年2月22日 移動村長室

第1枠 村内在住 男性

出席者：村長、保健福祉課長

老人医療費特別給付金について

老人医療費特別給付金について、高齢化に伴い給付金の支給額が増大することにより、村の財政を圧迫していないか。

保健福祉課長の回答

平成30年度から令和4年度までの老人医療費特別給付金の給付額の推移は、平成30年度110,871千円、令和元年度107,002千円、令和2年度84,320千円、令和3年度64,554千円、令和4年度60,823千円となっており、減少傾向にある。要因としては、平成28年度より段階的に実施している給付金の支給開始年齢の引き上げ、令和2年度に実施した制度改正による「一律一割」給付になったこと、また、2年間の居住要件の設定によって給付費が抑制されたことが考えられる。さらに令和2年度以降の新型コロナウイルスの感染拡大による高齢者の受診控えも考えられる。

村長の回答

担当課からの説明のとおり、現状において給付額は減少傾向にあり、先人が高齢者福祉施策の充実のために築いたこの給付金制度をこの先も続けることができると考えている。

村政を取り巻く状況は時代により刻々と変化している。その変化に対応しつつ、村として住民の皆様にその時代に合った最大限の支援を実施できるよう、本給付事業のみならず、すべての施策について良い意味で変化、あるいは進化し続けなければならないと考えている。

様々な検討材料が揃い、村として再度制度改正について議論が必要と判断したとき、改正の可否を検討会議に諮問して参りたいと考えている。